

7 鎌倉市における振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(平成21年(ゲ)第2・5号事件)

(1) 事件の概要

平成21年5月27日、神奈川県鎌倉市の住民1人から、通信会社を相手方(被申請人)として、原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が受けている頭痛、吐き気、疲労感等の健康被害は、被申請人が申請人宅付近に設置した携帯電話の基地局(アンテナ)並びに附帯設備から発生した低周波音及び振動によるものである、との原因裁定を求めるものである。

その後、平成21年6月30日、同一原因による被害を主張する住民1人から参加の申立てがあり(平成21年(ゲ)第5号事件)、裁定委員会は、同年7月28日、これを許可した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、4回の審問期日を開催するとともに、平成21年10月1日、低周波音及び振動と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査、騒音・低周波音の測定調査並びに申請人本人、参加人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成22年8月2日、本件裁定申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成21年（ゲ）第2・5号

鎌倉市における振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

裁 定

（当事者の表示省略）

主 文

申請人及び参加人の本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人及び参加人

申請人及び参加人に生じた不眠、頭痛、吐き気、食欲不振、疲労感、立ちくらみ、呼吸困難、うつ症状、神経障害、精神不穏等の各健康被害は、それぞれ被申請人の管理に係る旧保養所施設に設置した携帯電話の基地局及びその附帯設備から発生した低周波音及び振動によるものであるとの原因裁定を求める。

2 被申請人

主文と同旨の裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、申請人及び参加人（以下総称する場合は「申請人ら」という。）が、被申請人の管理に係る神奈川県鎌倉市〇〇〇所在の旧保養所施設（以下「本件建物」という。）において、携帯電話の基地局及びその附帯設備（以下「本件基地局」という。）が平成18年3月に設置されてから、それぞれ不眠、頭痛、吐き気等の健康被害を受けていると主張して、これらの健康被害の原因が本件基地局から発生した低周波音及び振動によるものである旨の原因裁定を求めた事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照）